

10 連休における介護保険サービス等の提供に係る対応について

各介護サービス事業所におかれましては、年末年始やゴールデンウィークを含め、連休中においても各事業所の判断で休日にサービス提供を行うなどの対応を行っていただいているところです。

各事業所におかれましては、休日に臨時に営業を行う場合は、利用者や家族、介護支援専門員に対し説明を行ってください。

また、この度の10連休期間中において、利用者の処遇に支障を来さないよう、他の介護・福祉サービス事業者や医療機関等の関係機関との連携協力体制を含め、所要の体制が確保されるようご注意ください。よろしくお願いいたします。

※ なお、通常、祝日等を休業日とされている介護サービス事業所が、この度の10連休期間中の祝日等にサービスを提供される場合、運営規程の変更は必要ありません。